

令和 3 年度

第 10 回 第一農地部会定例会議事録

令和 4 年 1 月 3 1 日 (月)

上越文化会館 4 階 大会議室

令和3年度第10回第一農地部会定例会議事録

日 時 令和4年1月31日（月）午後2時

場 所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮
12番 上原 孝	13番 五十嵐 彰	14番 清水 強
15番 牧繪 雄一郎	23番 久保埜 徳雄	

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一	加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一
高島 真一	藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司
平野 宏一	齊藤 啓治	小林 政秋	白滝 光彦
清水 増彦	小林 正義	綿貫 一成	高宮 文男
松本 香			

2 欠席委員

(1) 農業委員

折笠 正勝

(2) 農地利用最適化推進委員

なし

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	坂井 晃
	係長	橋立 理
中郷区駐在室	主任	野坂 公子
板倉区駐在室	副主任	上原 敏明
清里区駐在室	副主任	近藤 宏一
名立区駐在室	主任	高橋 理彦

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

7番 篠宮 英樹 23番 久保埜 徳雄

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第5号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第3号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(清里区)

- 議案第1号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(名立区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況ですが、第一農地部会委員数 12 人、出席 11 人、欠席 1 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第一農地部会推進委員数 17 人、出席 17 人、欠席なしです。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。議席番号 7 番篠宮英樹委員、議席番号 23 番久保埜徳雄委員の両名を指名します。</p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、今回も引き続き、議事録署名委員が憲章を読み上げますので、他の皆さんは黙読をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問ができますので、積極的に意見等を述べていただきたいと思います。</p> <p>合併前上越市からです。</p> <p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p>
議長	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 1 番から番号 6 番、及び番号 206 番から 233 番までの 34 件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 1 番から番号 6 番、及び番号 206 番から 233 番までの 34 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>まず、初めにフェーズ 2 による新たな様式への変更点として、他の議案も共通ですが、年齢の記載がありません。</p> <p>これは、国が届出の受理、申請の審議、許可に当たっては、年齢は考慮しないとしており、国が示した議案の基準様式に記載がないためです。</p> <p>それでは、説明を続けます。受理した 34 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付」6 件、「他者へ貸付予定」2 件、「中</p>

	<p>間管理機構へ貸付」12件、「中間管理機構へ貸付予定」3件、「他者へ売却」1件、「他者へ売却予定」2件、「休耕」7件、「地主耕作」1件です。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>なお、申請番号については、暦年で管理していることから、206番から233番までは、旧年中に受理した案件、番号1番から番号6番までは今年中に受理した案件となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
高島委員	<p>6頁、番号228番から232番までは、解約後「休耕」となっていますが、荒れたりしないのでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>いずれの案件も現在の耕作者である法人が契約農地の見直しに伴い、耕作困難な農地について契約を解除するものです。</p> <p>解約後は、休耕となりますが、草刈りを行うなど適切に管理する予定です。</p>
金子委員	<p>地元の法人が、地元の方々から農地を預かった経緯があることから、契約を解除し、休耕とするのはいかがなものか。</p>
竹内部会長	<p>宅地回りなど、耕作不便な農地について解約したと聞いています。今後は農地パトロールの中で注視していきたいと思います。</p>
議長	<p>他に質問等がないので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、34件を承認します。</p>
	<p><報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号13番から15番までの3件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>7頁、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号13番から15番の3件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「駐車場」2件、「職員宿舍敷地拡張」1件です。</p> <p>番号15番は、新潟県立高田農業高等学校の職員宿舍に隣接している「実習田」を転用し、職員宿舍の敷地を拡張するものです。</p> <p>なお、「実習田」は現在、休耕状態です。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、3件を承認します。</p>
	<p><報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号133番から147番までの15件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>8頁、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号133番から147番までの15件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「宅地造成」5件、「一般個人住宅」4件、「敷地拡張」2件、「通路用敷地」2件、「事務所建設」1件、「駐車場」1件の計15件です。</p> <p>また、フェーズ2による新たな様式への変更点として、9頁以降も議案番号及び表題が表示されています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、15件を承認します。</p>
	<p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p>
議長	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号1番及び2番の2件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>12頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号1番及び2番の2件を説明します。</p> <p>番号1番は、経営移譲に伴い、息子である譲受人に申請農地を無償で譲渡するものです。また、申請人が所有している頸城区管内の農地については、頸城区の議案として第二農地部会で審議されています。</p> <p>番号2番は、譲渡人は、以前、申請農地の近くに住んでおり、耕作していましたが、転居に伴い、耕作が困難になった農地について譲受人に売却するものであります。</p>

	<p>別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」></p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号1番から3番までの3件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>13頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号1番から3番までの3件です。</p> <p>番号1番及び2番は、隣接する大字春日及び大字大豆地内の農地の一部に賃貸借権を設定し、「天然ガスパイプライン保安施設設置に伴う工事ヤード」として一時転用するものです。</p> <p>14頁以降に位置図及び土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>「天然ガスパイプライン保安施設設置」については、農地部会の議決を経て、令和3年6月30日付け、上農委第5021号で許可しています。</p> <p>当該施設の基礎工事が終了し、本体工事を開始するに当たり、工事車両の搬入及び作業スペースが必要となったことから申請農地に賃貸借権を設定し、一時転用するものです。</p> <p>一時転用の期間は、令和4年3月1日から令和4年11月30日までです。</p> <p>土地利用計画は、天然ガスパイプライン保安施設設置に伴う工事ヤードで、所要面積は、申請面積126.1㎡です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>番号3番は、8月農地部会で取下げた案件ですが、今般、隣接農地の所有者、耕作</p>

	<p>者、地元町内会長の了解を得られたことから、上程するものです。大字上五貫野地内の農地を取得し、「中古車置場」を整備するものであります。18頁に位置図、19頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、申請農地に隣接する土地で中古車販売業を営んでいますが、事業拡大により、中古車置場が不足したため、申請農地を取得し、中古車置場として利用するものです。</p> <p>申請農地は、周囲を住宅等に囲まれた広がりのない農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。</p> <p>工期は許可日から令和4年9月30日までです。</p> <p>土地利用計画は、21台分の駐車スペースで、雨水は地下浸透です。隣接している農地に影響が出ないようにL型擁壁とその内外に側溝を設置し、終端に分離槽を設置します。</p> <p>また、転用者と耕作者と土地所有者との間で転用後の土地利用について、適切に管理する旨の覚書を交わしています。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件です。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
白滝委員	13頁、番号3番について、2点ほどお願いがあります。1点目は隣接する農地との間に必ず用水路を確保して欲しいこと、2点目は国道への出入りに当たり、見通しが悪くなり、渋滞など起きないようにしていただきたいことの2点です。
(事務局) 橋立	1点目の用水路の確保については、許可書の交付時に覚書を遵守することを、改めて申請者に申し添えたいと思います。2点目の国道への出入りについては北側から出入りすること、東側に緑地帯を設けることから支障はないと思われませんが、場合によってはカーブミラーの設置等について担当部署につなぎたいと思います。
金子委員	雨水については地下浸透となっていますが、この場所で車の解体が行われた場合、汚水は大丈夫でしょうか。
(事務局) 橋立	転用計画は「中古車置場」です。車の解体は許可されていないので指導の対象となります。農地パトロールなどで異常が見つかり次第、事務局への連絡をお願いします。
議長	他に質問等がないので、採決に入ります。 議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。

	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 2 件、賃借権設定 116 件、賃借権移転 16 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転 2 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>20 頁、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転の 2 件を説明します。</p> <p>まず、初めにフェーズ 2 による新たな様式への変更点として、総括表がありません。これも国が示した議案の基準様式に総括表がないためです。</p> <p>次に、基準様式では「所有権移転」「賃借権設定」「賃借権移転」がそれぞれ別々の議案として作成されますが、これまでどおり、「上越市農用地利用集積計画」の審議については同一議案として、同一の議案番号で提案し、審議の結果についても一括で市長へ要請したいと思います。</p> <p>また、申請番号は、以前のシステムでは並び替え機能があり、「所有権移転」「賃借権設定」「賃借権移転」でそれぞれ順番にならびましたが、フェーズ 2 では並び替え機能がなく、あくまでも申請日ごとに番号が振られるため、番号が飛んでいる箇所があります。</p> <p>それでは、説明を続けます。番号 96 番の譲受人は、法人の構成員であり、40 頁、番号 98 番で法人への貸付を同時に行うものです。</p> <p>番号 97 番は、先月の農地部会で取り消した案件について、換地処分の対象農地を除いて改めて申請するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>特に質問等がないので、続きまして、賃借権設定 116 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>21 頁から 44 頁まで、賃借権設定 116 件を説明します。</p> <p>まず、初めにフェーズ 2 による新たな様式への変更点として、これまで期間ごとに</p>

	<p>説明していましたが、国が示した議案の標準様式では期間による集計がありません、また、新規や再設定の区分がありません。</p> <p>説明に当たっては、特に説明を要するもの、「新規」「貸借期間が3年未満」「賃料が0円（使用貸借）」の案件について説明していきたいと思います。</p> <p>それでは、説明を続けます。新規案件について説明させていただきます。</p> <p>22頁、番号7番は、労力不足により自作地を新たに貸し付けるものです。</p> <p>28頁、番号34番は、円滑化事業の終了に伴い、相対契約で改めて貸借権を設定するものです。35番及び36番は、旧借手が労力不足により契約の更新ができなかったため、新たな耕作者と賃貸借契約を締結するものです。</p> <p>29頁、番号43番は、譲渡人の体調不良に伴い、経営面積を減らすために新たな耕作者と賃貸借契約を締結するものです。</p> <p>34頁、番号64番は、旧借手が労力不足により契約の更新ができなかったため、新たな耕作者と賃貸借契約を締結するものです。番号66番から68番までの3件は、譲渡人の離農にともない、相対契約で貸借権を設定するものです。</p> <p>35頁、番号70番から72番までの3件は、市道買収で区画が変わったことに伴い、耕作の利便性の向上のため新たな耕作者と賃貸借契約を締結するものです。</p> <p>39頁及び40頁、番号88番から94番までの7件は、契約農地の見直しに伴い、手続きが漏れていた農地について改めて貸借権を設定するものです。</p> <p>40頁、番号99番は、手続きが漏れていた1筆について改めて手続きを行うものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>続きまして、貸借権移転16件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>45頁から48頁まで、貸借権移転16件を説明します。</p> <p>まず、初めにフェーズ2による新たな様式への変更点として、配分計画の議案にも共通しますが、旧借手の記載がありません。</p> <p>これは、国が審議に当たっては、旧借手は考慮しないとしており、審議の対象は、あくまでも新たな借手であり、新たな借手が耕作可能か、許可相当かを審議することとしているためです。</p> <p>それでは、説明を続けます。</p> <p>議案の上段、渡人は土地所有者であり、下段の受人は新たな耕作者です。先ほどの説明のとおり、記載はありませんが、いずれの案件も旧借手は、譲受人の父親です。この度、経営移譲に伴い、息子に貸借権を移転するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているも</p>

	<p>のと判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
白滝委員	<p>45 頁、貸借権の移転ですが、終期が統一されていないのはどうしてでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>移転される貸借権は元の契約内容をそのまま引き継ぐため、終期についても統一されていない内容で移転されたためです。</p>
議長	<p>他に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」> 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権移転 6 件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>49 頁及び 50 頁、貸借権移転 6 件を説明します。 まず、初めにフェーズ 2 による新たな様式への変更点として、先ほども説明しましたが、旧借手の記載がありません。 あくまでも新たな借手が耕作可能か、許可相当かを審議することとされています。 それでは、説明を続けます。 49 頁、番号 1 番、50 頁、番号 4 番は、旧借手の離農に伴い、新たな受手が耕作するものであります。 49 頁、番号 2 番の旧借手は番号 3 番の受人で、番号 3 番の旧借手は番号 2 番の受入人です。利便性の向上と集約化を図るためお互いに貸借権を移転するものです。 50 頁、番号 5 番は、経営移譲に伴い、息子に貸借権を移転するものです。 番号 6 番は、利便性の向上と集約化を図るため新たな借手に貸借権を移転するものです。</p>

	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 5 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」></p> <p>議案第 5 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 2 件の実質化された人・農地プランを上程します。</p> <p>担当課の説明を求めます。</p>
(農政課) 布施	<p>51 頁、議案第 5 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 20 件です。</p> <p>今回は、すべて「1 実質化された人・農地プランの変更」についての意見照会です。</p> <p>昨年 11 月から 12 月の間、市内全プランに対して変更の有無を確認した結果、合併前上越市では中心経営体や農地の集約化の方針など農業委員会の意見聴取が必要なプラン変更が 20 件ありました。</p> <p>主な変更内容として、中心経営体が高齢化などにより離農することに伴い、その農地を他の中心経営体が集積する、または地区外の認定農業者を新たな中心経営体として位置づけ、引き続き耕作するものです。なお、今回の変更による地区内集積面積については、増加した地区が 7 地区と現状維持の 9 地区で全体の 8 割を占め、減少は 4 地区です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしと</p>

	<p>することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第5号について、「意見なし」として決定します。</p>
議長	<p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(中郷区駐在室分の議案)</p>
議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定11件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 野坂	<p>1頁から3頁まで、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定11件を説明します。</p> <p>番号7102番は、譲受人が今年から始めて育苗に挑戦するため、新たに利用権を設定するものです。</p> <p>番号7103番から7110番までは、これまで耕作していましたが、利用権設定の手続きが更新されていなかったため、今回新規設定するものです。</p> <p>なお、7110番は、1年という短期間の設定ですが、譲受人の労力不足によるもので、今年の耕作終了後、新たな耕作者を探すとのこと。</p> <p>番号7111番は、これまで自作農地だった当該地について、新たに利用権を設定するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
金子委員	<p>3頁、7110番は、1筆面積648㎡で玄米120kgと高額ではないでしょうか。</p>
(事務局) 橋立	<p>フェーズ2に移行したことに伴い、議案の構成が若干変わりました。上段は代表地番が表示され下段に他の筆数と面積が表示されます。</p> <p>当該案件は、下段に合計が表示されており、2筆2,672㎡で玄米120kgの契約となっております。</p> <p>また、次の番号7111番を見ていただくと1筆の契約であることから下段の表示は</p>

	<p>ありません。</p>
議長	<p>他に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(板倉区駐在室分の議案)</p>
議長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7501番から7507番、及び7560番から7562番までの10件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7501番から7507番、及び7560番から7562番までの10件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した10件は、いずれも合意による解約で返還後の利用計画は「中間管理機構に貸付」6件、「中間管理機構に貸付予定」2件、「他者へ売却」1件、「他者へ売却予定」1件です。</p> <p>番号7501番から7504番の解約事由である耕作者の要望ですが、耕作者が個々の地主との小作料のやり取りを、中間管理機構に一本化するためです。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、10件を承認します。</p>
	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p>

議長	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 3 件、貸借権設定 44 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転 3 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>3 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 3 件を説明します。</p> <p>いずれの案件も貸付していた農地を利用権満了や合意解約により、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ売却するものです。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>特に質問等がないので、続きまして、貸借権設定 44 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>4 頁から 11 頁まで、貸借権設定 44 件を説明します。</p> <p>番号 7501 番は、期間が 9 か月間で再設定です。受人は貸借期間満了に伴い地主に返すつもりでしたが、地主から懇願され、今年の稲作シーズンだけ耕作を行い、その間に新たな借り手を探すことになったものです。</p> <p>番号 7502 番は、これまで円滑化事業で同じ受人が耕作していましたが、今後規模縮小を考えていることから、相対契約とし期間を 1 年としたものです。</p> <p>番号 7503 番、7504 番は、地元で再ほ場整備の話が出ていますが、今時点でいつ着工となるかはっきりしないことから、とりあえず期間を 2 年としたものです。</p> <p>新規案件では、番号 7505 番は、渡し人がこれまで自作していましたが、高齢化と農業機械の不具合により、貸付することになったものです。なお、終期はすでに同じ受人に貸付してある農地の終期に合わせたものです。</p> <p>番号 7508 番は、これまで自作していた渡し人の病気により、渡し人が相続した合併前上越市の実家の農地（上越市大字藤巻地内）を耕作している受人に貸付することになったものです。</p> <p>番号 7512 番、7514 番から 7518 番、7529 番から 7544 番の 22 件は農地中間管理機構を通じ、集積・集約化を図り、地域の担い手農家へ再配分するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権移転1件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>12頁、議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権移転1件を説明します。</p> <p>耕作の利便性の向上のため、すでに当該地区で耕作している受人に権利を移転し、集約化するものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」></p> <p>議案第3号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区3</p>

	<p>件の実質化された人・農地プランを上程します。 担当課の説明を求めます。</p> <p>(板倉区) 上原</p> <p>13 頁から 14 頁、議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、板倉区の対象地区 3 件です。 今回は、すべて「1 実質化された人・農地プランの変更」についての意見照会です。 昨年 11 月から 12 月の間、市内全プランに対して変更の有無を確認した結果、板倉区では中心経営体や農地の集約化の方針など農業委員会の意見聴取が必要なプラン変更が 3 件ありました。 主な変更内容としては、針並びに下・西久々野地区では、中心経営体が高齢化などで離農することに伴い、その農地を他の中心経営体が集積する、または地区外の認定農業者を新たな中心経営体として位置づけ、引き続き耕作するものです。 高野地区では大区画圃場整備の完了により、地区の課題、農地の集約化の方針等を変更したものです。 なお、今回の変更による地区内集積面積については、増加した地区が 1 地区、現状維持が 2 地区でした。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、意見なしとすることに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第 3 号について、「意見なし」として決定します。</p>
議長	<p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。 (清里区駐在室分の議案)</p>
議長	<p><議案第 1 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」> 議案第 1 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 1 件における実質化された人・農地プランの変更を上程します。 担当課の説明を求めます。</p>
(清里区)	<p>議案第 1 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、説明します。</p>

近藤	<p>議案書は1頁をご覧ください。</p> <p>今回、清里区内の対象地区1件から、実質化された人・農地プランの変更申出がありました。</p> <p>変更する箇所は2か所で、「中心経営体」の農業者が離農したことから別の経営体が経営面積を引継ぐ変更と、「農地の貸付け等の意向」の項目における記載内容の変更です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」意見なしとすることに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号について、「意見なし」として決定します。</p>
議長	<p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(名立区駐在室分の議案)</p>
議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定13件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 高橋	<p>1頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定13件を説明します。</p> <p>1頁から7頁まで、貸借権設定13件です。いずれも期間更新に伴う再設定です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
金子委員	<p>2頁、番号9504番の10a当たりの単価が他よりも割高ですが間違いはないのでしょうか。</p>

<p>(名立区) 高橋</p>	<p>渡人、受人の双方に確認しましたが、双方ともに了解しておられ、間違いはありません。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質問等がないので、採決に入ります。 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>以上ですべての案件の審議を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p><その他> その他に入ります。 事務局から何かありませんか。</p>
<p>(事務局長) 坂井</p>	<p>(事務連絡)</p>
<p>議長</p>	<p>閉会に当たって上原職務代理から閉会のあいさつをお願いします。</p>
<p>(職務代理) 上原委員</p>	<p>(閉会のあいさつ)</p>
<p>議長</p>	<p>本日の農地部会を終了します。</p>